

**平成 19 年度**  
**建築行政共用データベースシステム**  
**連絡協議会第 2 回総会 次第**

1 日 時 平成 19 年 11 月 9 日（金） 11:00～12:15

2 場 所 長良川国際会議場

3 次 第

（1）開 会

（2）国土交通省挨拶

（3）運用までのスケジュールについて

（4）各個別システムについて

ア 建築士・事務所登録閲覧システム

イ 台帳・帳簿登録閲覧システム

ウ 指定確認検査機関からの通知・報告配信システム

エ 建築基準法令データベース

オ 道路情報登録閲覧システム

（5）質疑応答

（6）事務局挨拶

4 配付資料

連絡協議会設立総会議事録

【資料 1-1】運用までのスケジュール

【資料 1-2】利用料設定の考え方について

【資料 2】建築士・事務所登録閲覧システムの検討状況

【別紙 1】建築士及び建築士事務所事務に係る業務フロー

【別紙 2】建築士 DB・建築士事務所 DB 管理項目構成

【資料 3】台帳・帳簿登録閲覧システムの検討状況

【資料 4】通知・報告配信システムの検討状況

【別紙】台帳・帳簿 S と通知・報告配信 S との連携に係る構成フロー図

【資料 5】建築基準法令データベースの検討状況

【資料 6】道路情報登録閲覧システムの検討状況

【別紙 1】想定稼働環境パターン

【別紙 2】アンケート途中集計結果

【資料 7】建築行政共用データベースに関する質疑・意見等

【資料 8】質疑・意見の送付方法について

【参考資料】建築行政共用データベースシステムの概要（パンフレット）

## 建築行政共用データベースシステム連絡協議会設立総会議事録

1. 開催日時 平成 19 年 7 月 26 日（木）午後 1 時から午後 2 時 15 分

2. 開催場所 ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）

3. 配布資料

資料 1 設立趣意書

資料 2 発起人名簿

資料 3 会則（案）

資料 4 スケジュール

参考資料 建築行政共用データベースシステム構築プロジェクトの概要

4. 議 事

(1) 開会

棕 周二氏（財団法人建築行政情報センター専務理事）から本協議会の発起人の紹介と供に、設立総会の開会が宣言された。

(2) 国土交通省挨拶

国土交通省住宅局建築指導課課長 水流潤太郎氏から挨拶があった。

(3) 第 1 号議案 会則について

発起人代表 松田雪晴氏（福岡県建築都市部建築指導課長）から発起人会開催状況の報告と供に、設立趣意書を朗読の後、会則（案）を説明し承認を求めたところ満場一致で承認可決された。

また、本会則に従い、本協議会運営事務局は、財団法人建築行政情報センターが行うこととされた。

(4) 定足数の確認

事務局から出席者数等の報告があり、本総会が成立したことの確認がなされた。

出席者数 182 名

委任状提出 130 名

合 計 312 名 （協議会会員数 331 名）

(5) 第 2 号議案 理事の選任について

事務局から、発起人の方々に理事になっていただく提案があり、承認を求めたところ満場一致で承認された。

(6) 会長及び副会長の選任について

事務局から発起人会において会長及び副会長について、

会長：福島七郎 東京都都市整備局技監

副会長：吉田敏昭 大阪府住宅まちづくり部技監

が候補として選出された旨報告があり、承認を求めたところ満場一致で承認された。

(7) 会長・副会長挨拶

東京都 福島技監及び大阪府 吉田技監から、それぞれ挨拶をいただいた。

(8) 建築行政共用データベースシステムについて

事務局から、配布資料に基づき、建築行政共用データベースシステムの概要が紹介された。

(9) 次回総会の開催について

次回総会の開催は、11月頃とし、事務局より改めて連絡する旨報告された。

以 上

## 建築行政共用データベースシステム 全体スケジュール

	19年度				20年度				21年度				22年度	
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3		
改正法施行等							◆	士法改正					◆	指定道路関係 省令改正施行
連絡協議会総会 開発委員会	7/26 ○	● 7/5	11/9 ●	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○		
総合管理センター				設計	運用開始 (システム拡充に伴い、順次規模拡大)								本格運用	
建築士・事務所登録閲覧システム		設計・開発			評価版運用			機能追加/改善版運用				本格運用		
台帳・帳簿登録閲覧システム 通知・報告配信システム		設計・開発						評価版運用				本格運用		
建築基準法令データベース	設計・開発			評価版運用				機能追加/改善版運用 大臣認定DB追加				本格運用		
道路情報登録閲覧システム	設計・開発			評価版運用								本格運用		
運用経費負担の考え方について	利用負担なし				平成20年度中のシステム運用経費は国費を充当するため、利用者側の負担はなし。(但し、自機関用サーバ設置、PC環境拡充等の費用は除く)				利用者負担について検討中。				利用者により運用経費を負担	

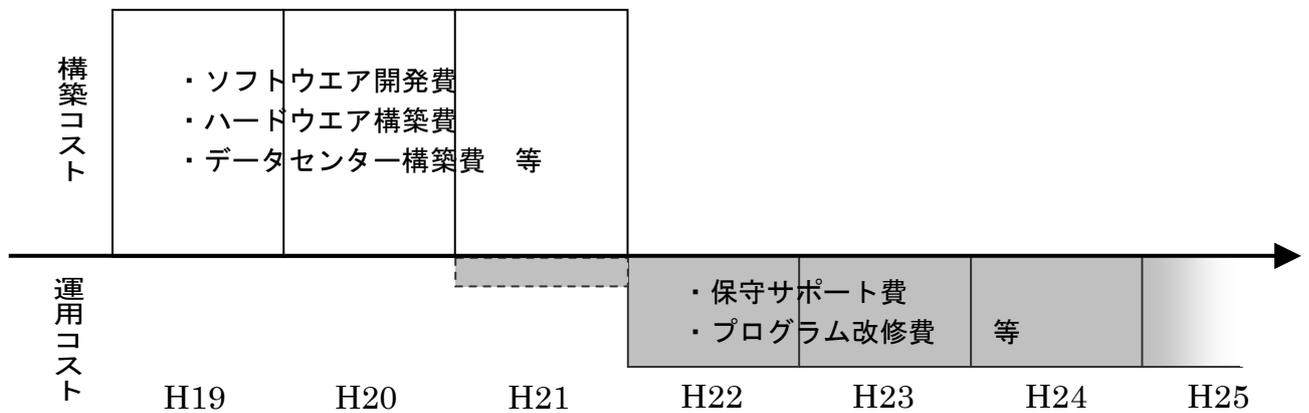
資料 1-1-1

平成 19 年 1 1 月 9 日

## 利用料設定の考え方について

- データベースシステムは、ソフトウェア開発費等の構築コストと、システムの運用開始後の保守サポート費等の運用コストが発生。
- システムの構築は、当財団が国庫補助(10/10)を活用し行うものとする。
- システムの運用開始後のコストについては、基本的にシステム利用者が負担するものとする。
- システムの運用開始後のコストの分担方法については、各利用者がシステムを利用する程度やシステムを利用することによる経費削減効果等を勘案し、既に特定行政庁や指定確認検査機関が導入している類似システムの利用料を参考にしつつ、合理的な負担となるように検討を進める。
- 各利用者の利用料については、公共団体の予算要求等を考慮し、平成 20 年度早期に提示する予定

### データベースシステム構築・運用コスト推移



平成 19 年 11 月 9 日

## 建築士・事務所登録閲覧システムの検討状況

建築士・事務所部会

### 1. 検討経過

#### (1) 業務フロー

建築士・事務所登録閲覧システムの基本機能を定めるため、建築士及び建築士事務所事務に係る業務フローを確認。【別紙 1】

#### (2) 建築士、建築士事務所データベースの管理項目

都道府県へのアンケート調査を元に建築士及び建築士事務所データベースの管理項目案を決定。【別紙 2】

### 2. 検討課題

#### (1) 利用者負担

システム利用による経費削減効果とのバランスを勘案しつつ、利用者負担を設定（利用料賦課の方法、時期は未定）。

#### (2) IC付免許書を利用した定期講習受講歴管理等の検討

ICチップを利用した建築士免許書（免許書偽造防止を目的に国で検討中）を利用し、登録講習機関からの受講情報取得、受講歴管理等への活用を検討。

### 3. 今後の予定

#### (1) 既存データ（紙データ、電子データ）の移行作業

都道府県の意向を確認の上、既存データの移行作業を今年度中にICBAにより実施予定。（建築士の資格要件、管理建築士の専任性の確認等を行うためには、既存データすべてを移行し、データベースによる一元管理が必要）

#### (2) 評価版の運用

平成 20 年 7 月頃より、都道府県にて評価版の運用開始。改善点、追加機能等の要望の反映に努め、改正建築士法施行までにシステムの完成度を高める。

### 4. その他

都道府県等への説明の実施

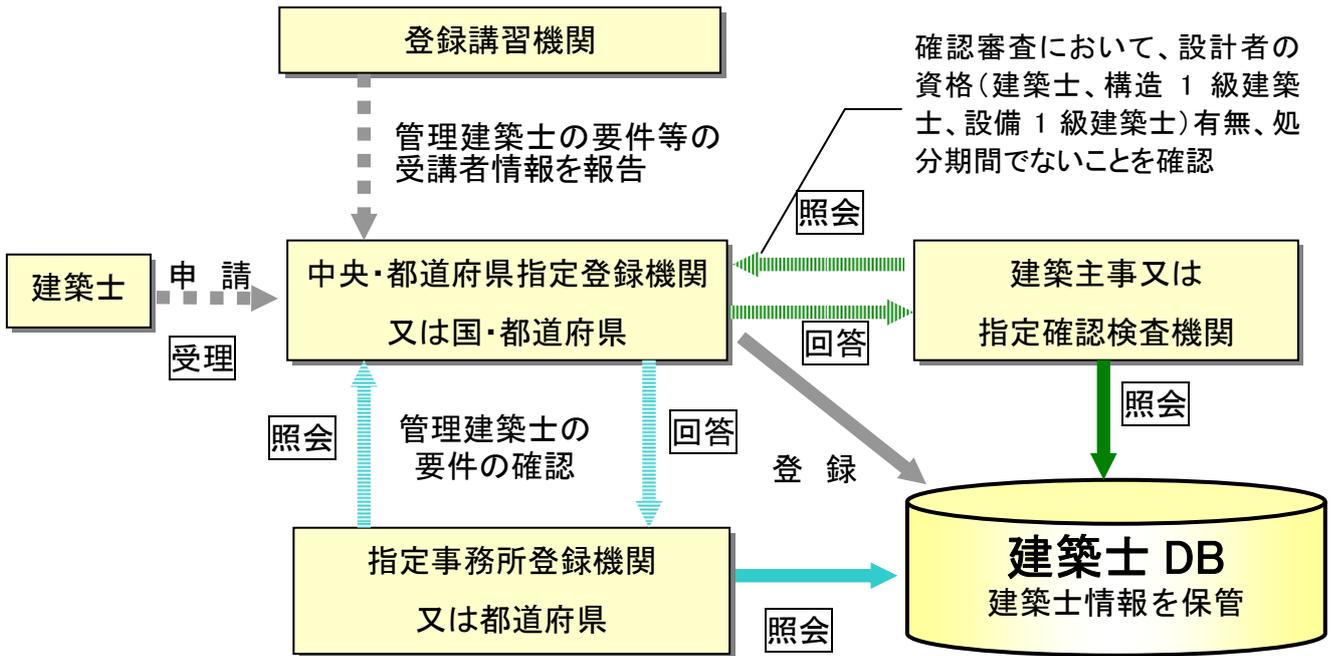
全国 6 地域において、地方整備局主催の建築士担当者会議(H19.10)に出席し、建築士・事務所登録閲覧システムの概要等について説明するとともに、システム等に係る意見交換を実施。

建築士及び建築士事務所事務に係る業務フロー

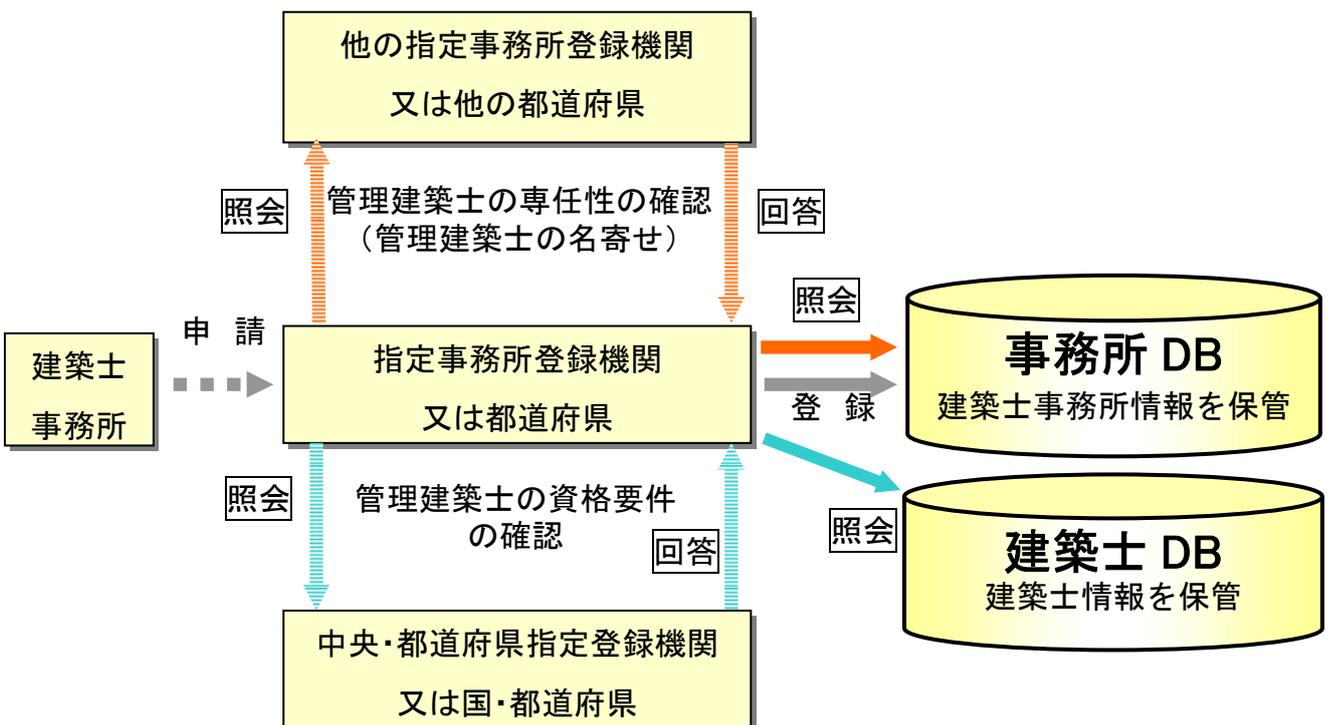
【凡 例】

- .....▶ システム利用の有無によらず発生する業務の流れ
- ▶ システムを利用する場合に発生する業務の流れ
- .....▶ システムを利用しない場合の業務の流れ

建築士事務



建築士事務所事務



建築士登録閲覧システム管理項目

資料2 別紙2

項目分類	管理項目	付加的管理項目	備考	一級法定項目	一級名簿必須登録項目	二木必須登録項目	照会対応項目		閲覧対象項目
							事務所登録時	確認・検査時	
登録情報	受付年月日			●	●	●	●	●	●
	登録番号			●	●	●	●	●	●
	登録年月日			●	●	●	●	●	●
建築士情報	氏名	フリガナ、(類似文字による氏名・検索用)		●	●	●	●	●	●
	氏名字形表示用データ		JISにない字形の表示用イメージデータ(免許証印刷用)	●	●	●	○	○	○
	旧姓	フリガナ		●	●	●	●	●	●
	通称名			●	●	●	●	●	●
	免許証印刷用フラグ		免許証に印刷する、氏名、旧姓、通称名の別を示す記号	●	●	●	●	○	○
	免許証貼付用写真データ			●	●	●	●	○	○
	生年月日			●	●	●	●	●	●
	性別			●	●	●	●	●	●
	建築士区分		一級、二級、木造の別	自動	自動	●	●	●	●
	登録都道府県名	(コード)	(システム的にはDB管理名、登録番号等で管理する)	—	—	●	●	●	○
	本籍地都道府県名			●	●	●	●	●	●
	本籍地都道府県コード			●	●	●	●	●	●
	本籍地		入力欄は長めに設定し、入力内容は管理者に任せる	●	●	●	●	●	●
	外国籍国名			●	●	●	●	●	●
	外国籍国名コード			●	●	●	●	●	●
	外国免許の名称			●	●	●	●	●	●
	外国免許の免許者名			●	●	●	●	●	●
	外国免許年月日			●	●	●	●	●	●
	住所地の都道府県コード			●	●	●	●	●	●
	現住所	郵便番号、電話番号		●	●	●	●	●	●
	勤務先名称	業務種別		●	●	●	●	●	●
	勤務先事務所	建築士事務所登録番号		●	●	●	●	○	○
	勤務先所在地	郵便番号、都道府県コード、電話番号		●	●	●	●	○	○
	試験	合格年月日	法定項目としては「年月」	●	●	●	●	●	●
		合格番号	(合格年、受験番号)	●	●	●	●	●	●
	管理建築士講習	講習修了日		●	●	●	●	○有無	○有無
		講習修了番号		●	●	●	●	○有無	○有無
構造設計一級	講習修了日	網掛け部分は、一級のみの管理項目(以下同様)	●	●	●	●	○有無	○有無	
	講習修了番号		●	●	●	●	○有無	○有無	
設備設計一級	講習修了日		●	●	●	●	○有無	○有無	
	講習修了番号		●	●	●	●	○有無	○有無	
取消申請	申請年月日		●	●	●	●	○	○	
	取消理由		●	●	●	●	○	○	
死亡・失踪宣言	届出年月日		●	●	●	●	○	○	
	届出義務者氏名	フリガナ、本人との続柄	●	●	●	●	○	○	
	事由発生日		●	●	●	●	○	○	
	死亡・失踪の別		●	●	●	●	○	○	
審判届	届出年月日		●	●	●	●	○	○	
	後見人又は保佐人氏名	住所	●	●	●	●	○	○	
	後見、保佐の別		●	●	●	●	○	○	
	添付資料	関連資料をPDF等のデータファイルで管理	●	●	●	●	○	○	
	審判年月日		●	●	●	●	○	○	
	所管出先事務所名	都道府県が指定登録機関を指定しない場合の自己管理用	●	●	●	●	○	○	
	その他1	事務管理用に任意の項目内容を記録する	●	●	●	●	○	○	
	その他2	事務管理用に任意の項目内容を記録する	●	●	●	●	○	○	
	その他3	事務管理用に任意の項目内容を記録する	●	●	●	●	○	○	
	その他4	事務管理用に任意の項目内容を記録する	●	●	●	●	○	○	
	その他5	事務管理用に任意の項目内容を記録する	●	●	●	●	○	○	
	添付資料	関連資料をPDF等のデータファイルで管理	●	●	●	●	○	○	
変更届	届出年月日			●	●	●	●	○	○
	氏名	フリガナ		●	●	●	●	○	○
	旧姓	フリガナ		●	●	●	●	○	○
	通称名			●	●	●	●	○	○
	生年月日			●	●	●	●	○	○
	性別			●	●	●	●	○	○
	本籍地都道府県名			●	●	●	●	○	○
	本籍地都道府県コード			●	●	●	●	○	○
	変更が生じた年月日			●	●	●	●	○	○
	変更の理由			●	●	●	●	○	○
	住所地の都道府県コード			●	●	●	●	○	○
	現住所	郵便番号、電話番号		●	●	●	●	○	○
	勤務先名称	業務種別、事務所登録番号(?)	録番号は、更新時に変わる	●	●	●	●	○	○
勤務先所在地	郵便番号、都道府県コード、電話番号	DBへ登録処理した年月日	●	●	●	●	○	○	
処理年月日			●	●	●	●	○	○	
変更免許証の発行年月日			●	●	●	●	○	○	
備考			●	●	●	●	○	○	
再交付申請	申請年月日			●	●	●	●	○	○
	汚損・亡失年月日			●	●	●	●	○	○
	理由	具体的事由を文章で記録(カード免許証発行を含む)	●	●	●	●	○	○	
	処理年月日	免許証へ印刷される発行年月日	●	●	●	●	○	○	
資格者証交付・返納履歴	構造設計一級	交付(返納)申請日	一度資格者証の交付を受けても、返納すれば定期講習受講義務がなくなるため、一時的な返納に対応する必要がある。	●	●	●	●	○	○
		資格者証発行日		●	●	●	●	○	○
	設備設計一級	交付(返納)申請日	同上	●	●	●	●	○	○
		資格者証発行日		●	●	●	●	○	○
定期講習	建築士	講習修了日		●	●	●	●	○	○
		受講機関		●	●	●	●	○	○
		受講区分	一級、二級、木造の別等	●	●	●	●	○	○
		受講番号	受講内容等を区別できるような番号体系が必要	●	●	●	●	○	○
	構造設計一級	講習修了日		●	●	●	●	○	○
		受講機関		●	●	●	●	○	○
処分履歴	処分年月日			●	●	●	●	○	○
	処分内容			●	●	●	●	○	○
	処分事由	期間、始期、終期		●	●	●	●	○	○
	業務停止			●	●	●	●	○	○
	備考		事務管理用に任意の項目内容を記録する	●	●	●	●	○	○
	処分に関する添付資料		関連資料をPDF等のデータファイルで管理	●	●	●	●	○	○

過去の履歴情報は、照会・閲覧の対象項目とはしない。  
変更届けを受理し現況情報を更新した場合は、変更履歴情報はシステムが自動的に生成する。

【凡例】  
●：登録不要項目  
●：照会・閲覧では、検索可能となる項目  
○：照会・閲覧では、表示のみ行う項目  
「有無」付欄は、有無を表示する。

事務所登録閲覧システム管理項目

項目分類	管理項目	付加的管理項目	備考	法定事項	必須登録項目	照会対応項目	閲覧対象
現況情報	登録情報	受付年月日		●	●	●	●
	登録番号			●	●	●	●
	登録年月日			●	●	●	●
	登録都道府県名	(コード)		●	●	●	●
	事務所情報	名称	フリガナ、(類似文字による名称:検索用)		●	●	●
	名称字形表示用データ		JISにない字形の表示用イメージデータ		●	○	○
	所在地	郵便番号、電話番号、FAX番号		●	●	●	●
	級別	(一級、二級、木造)	級別をコードで管理	●	●	●	●
	登録申請者	氏名:個人	フリガナ	※ 個人の場合	●	●	●
	氏名字形表示用データ:個人		JISにない字形の表示用イメージデータ		●	○	○
	資格種別:個人・法人		種別をコードで管理		●	●	●
	住所:個人	郵便番号、電話番号、FAX番号	※ 個人の場合	●	●	●	●
	名称:法人	フリガナ	※ 法人の場合	●	●	●	●
	所在地:法人	郵便番号、電話番号、FAX番号	※ 法人の場合	●	●	●	●
	役員氏名:法人	旧姓	※ 法人の場合	●	●	●	●
	役員役職:法人		※ 複数人を管理する	●	●	●	●
	代表者であるか否かの別:法人			●	●	●	●
	代表者字形表示用データ:法人		JISにない字形の表示用イメージデータ		●	○	○
	管理建築士	管理建築士氏名	フリガナ	管理建築士の定期講習受講履歴は、建築士DBで管理する。	●	●	●
	管理建築士級別				●	○	○
登録を受けた都道府県名	※ 2木の場合のみ			●	●	●	
管理建築士登録年月日				●	●	●	
管理建築士番号				●	●	●	
所属建築士	人数			●	●	●	
氏名	フリガナ			●	●	●	
建築士級別				●	●	●	
管理建築士であるか否か		新規・更新申請時は、所属建築士を文字データで登録し複数人を管理する		●	●	●	
建築士登録番号				●	●	●	
登録を受けた都道府県名	※ 2木の場合のみ			●	●	●	
廃業届	届出年月日						
事由発生日(廃業年月日)							
事由							
届出者氏名	届出者の関係						
届出年月日							
抹消年月日				●	●	○	
その他管理内容	所管出先事務所名						
決算月			年次報告管理用				
その他1			管理上必要な内容を任意に記録する				
その他2			同上				
その他3			同上				
その他4			同上				
その他5			同上				
その他添付資料			関連資料をPDF等のデータファイルで管理				
登録情報	登録番号						
登録年月日							
事務所情報	名称	フリガナ、(類似文字による名称:検索用)					
名称字形表示用データ		JISにない字形の表示用イメージデータ					
所在地	郵便番号、電話番号、FAX番号						
級別	(一級、二級、木造)	級別をコードで管理					
決算月							
登録申請者	氏名:個人	フリガナ					
資格種別:個人							
住所	郵便番号、電話番号、FAX番号						
名称:法人	フリガナ						
所在地:法人	郵便番号、電話番号、FAX番号						
役員氏名:法人	旧姓						
役員役職:法人			複数人を管理する				
代表者であるか否かの別							
管理建築士	管理建築士氏名	フリガナ	管理建築士講習受講履歴は、建築士DBで管理する。				
管理建築士級別							
登録を受けた都道府県名	※ 2木の場合のみ						
管理建築士登録年月日							
管理建築士番号							
所属建築士	人数						
氏名	フリガナ						
建築士級別							
管理建築士であるか否か		新規・更新申請時は、所属建築士を文字データで登録し複数人を管理する					
建築士登録番号							
登録を受けた都道府県名	※ 2木の場合のみ						
変更届	届出者等	届出年月日					
届出者氏名							
届出者住所							
名称	フリガナ						
変更年月日							
事務所所在地	所在地	電話番号、FAX番号					
変更年月日							
申請者名(開設者)	申請者:個人氏名	フリガナ					
申請者:法人名称	フリガナ						
申請者所在地(法人の場合)							
変更年月日							
法人の場合の役員	役員氏名						
役員役職			複数人を管理する				
変更年月日							
管理建築士	管理建築士氏名	フリガナ	管理建築士講習受講履歴は、建築士DBで管理する。				
管理建築士級別							
登録を受けた都道府県名	※ 2木の場合のみ						
管理建築士登録年月日							
管理建築士番号							
変更年月日							
備考							
備考	その他添付資料		関連資料をPDF等のデータファイルで管理				
届出	立ち入り調査状況	実施期日					
調査結果等							
処分	処分年月日			●	●	●	
処分分類	(取消、業務停止、その他)	分類コードで管理		●	●	●	
事由		根拠規定等を明記する		●	●	●	
業務停止期間	期間、始期、終期			●	●	●	
備考							
添付資料			関連資料をPDF等のデータファイルで管理				
年次報告(過去の報告も管理)	受理年月日	※ 都道府県の管理項目		●	●	●	
事業年度	※ 都道府県の管理項目			●	●	●	
報告書	※ 都道府県の管理項目		報告書を一括してPDF等のデータファイルで管理	●	●	○(建築士) ○(建築士)	
備考	※ 都道府県の管理項目						
その他添付資料	※ 都道府県の管理項目		関連資料をPDF等のデータファイルで管理				

【凡例】  
 - : 登録不要項目  
 ● : 照会・閲覧では、検索可能となる項目  
 ○ : 照会・閲覧では、表示のみ行う項目

平成19年11月9日

## 台帳・帳簿登録閲覧システムの検討状況

台帳・閲覧部会

### 1. 検討経過

#### (1) 建築物に係る法定台帳への追加項目

建築物の法定台帳（建築計画概要書記載項目等）は敷地単位であるが、耐震偽装事件対応や建築物内での事故の調査において限界があることから、建築物別（棟別）の追加項目を検討。

#### (2) 定期報告に係る法定台帳の整備方法等

特定行政庁等を対象としたアンケート調査を実施し、定期報告に係る台帳（定期調査報告概要書記載項目等）の整備方法等について検討。

#### (3) 番号体系

新築時確認から完了検査、増改築確認を経て除却（滅失）まで、また定期報告も合わせて紐付けを行う（下図参照）ため、各データに付与する番号体系について検討。

### 2. 検討課題

#### (1) 定期報告の報告事項改正との整合

エレベータ等の事故を受け、定期報告の報告事項等の改正が予定されており、それとの整合を図りつつ定期報告の台帳項目を検討。

#### (2) 省令改正要望事項の整理

台帳・帳簿登録閲覧システムの効果的活用のため、制度改正の必要性について検討。

### 3. 今後の予定

#### (1) 台帳・帳簿管理項目及び更新方法の検討

建築物のほか、昇降機、工作物等の台帳管理項目を検討する。その後、指定確認検査機関での帳簿管理項目を整理予定。また、中間検査及び完了検査における伴う台帳の更新方法についても検討予定。

## (2) 評価版の運用

平成21年4月頃より、評価版の運用開始。改善点、追加機能等の要望の反映に努め、平成21年度中にシステムの完成度を高めるとともに、既存データの移行方法について関係各機関との協議を進める。

平成19年11月9日

## 通知・報告配信システムの検討状況

データ配信部会

### 1. 検討経過

#### (1) 特定行政庁における活用メリットの検討

##### ア 台帳整備、閲覧への活用

指定確認検査機関からの通知・報告等の電子データを法定通知・報告として受理することで、台帳整備、閲覧への活用が可能。

##### イ 行政指導等への活用

指定確認検査機関からの通知・報告等の電子データを調査することで、行政指導等に活用が可能。

#### (2) 指定確認検査機関における活用メリットの検討

##### ア 配信の自動化

通知・報告等を電子化し、通知・報告配信システムを利用することで、建設地を管轄する特定行政庁に自動的に配信が可能。

##### イ 送付コストの削減

通知・報告等の郵送手間、送付費用の削減。

##### ウ 報告様式の統一化

報告様式（電子フォーマット）を統一することにより、このシステムを利用するところは、どこの特定行政庁でも報告が可能。

##### エ 電子帳簿の整備

通知報告等を電子化することで、その情報を法で備え付けを定められた電子帳簿として利用することが可能。

#### (3) 通知・報告配信システムの報告イメージ及び報告フローの整理

【別紙】参照。

### 3. 検討課題

#### (1) 法定通知・報告以外の様式の検討

特定行政庁からの要請を受け、指定確認検査機関が独自に様式を作成し、特定行政庁に報告しているケースがある。これらについても通知・報告配信システムで対応するため、標準様式（電子フォーマット）を検討予定。

法定様式、法定外様式（案）をまとめると表 1、2 のとおり。

（表 1）法定通知・報告様式一覧

手続	通知報告時期	様式名称
確認申請	確認済証発行時	確認審査報告書(第16号様式)
		建築計画概要書(第3号様式)
		確認申請書 第4面&第5面(第2号様式)
		審査チェックリスト
		構造適判結果通知
中間検査	検査引受時	中間検査引受通知書(第30号様式)
	検査完了時	中間検査報告書(第32号様式)
		中間検査申請書 第2面～第4面(第26号様式)
		検査チェックリスト
完了検査	検査引受時	完了検査引受通知書(第23号様式)
	検査完了時	完了検査報告書(第25号様式)
		完了検査申請書 第2面～第4面(第19号様式)
		検査チェックリスト

（表 2）法定外通知・報告様式一覧

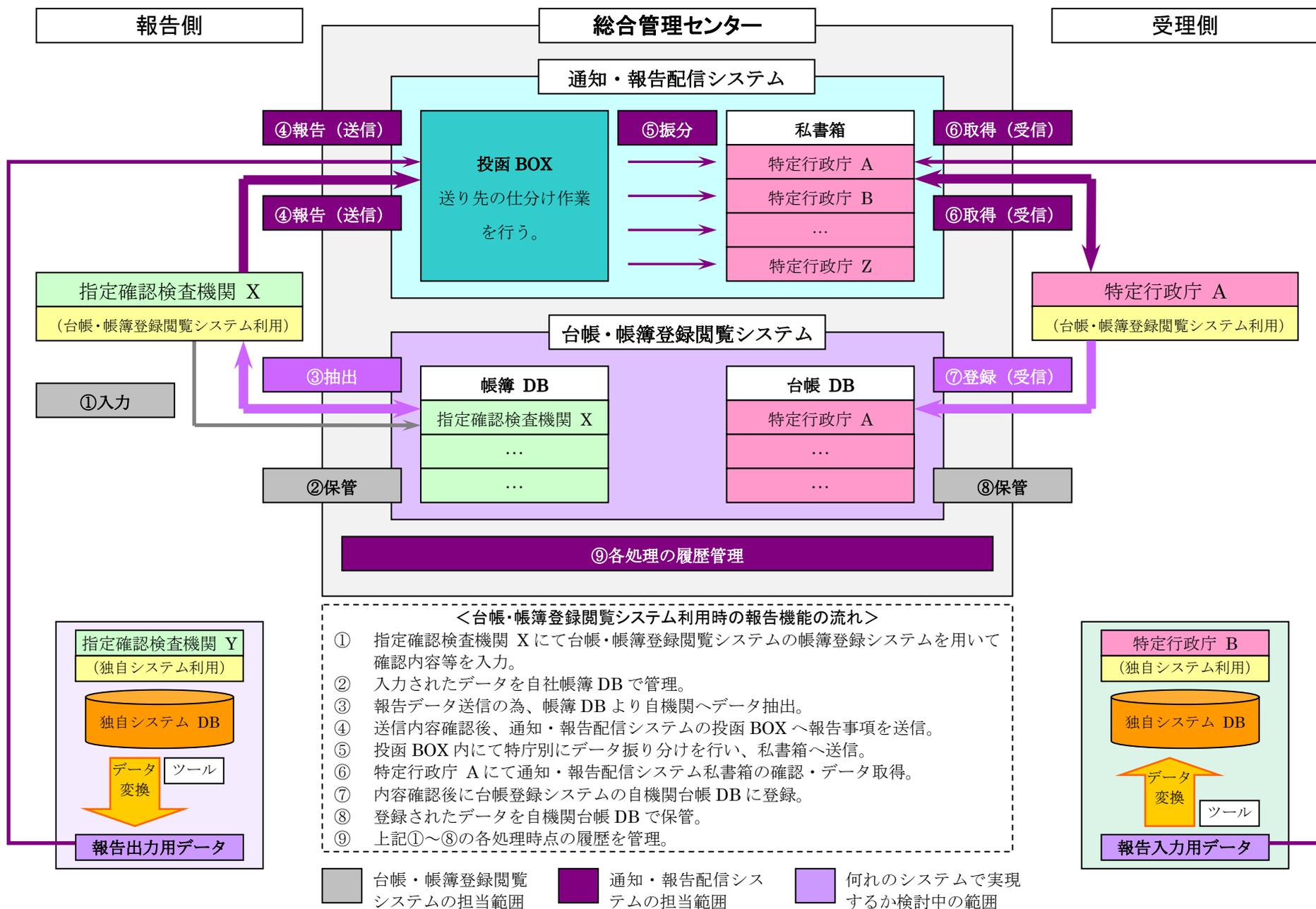
手続	通知報告時期	様式名称
確認申請	受理・審査前	確認申請受理通知
		確認申請引受報告
	処理後、月次等	申請等取扱件数表
		建築基準法施行状況月報
		確認申請引受件数報告
		構造計算適合性判定に係る申請受付件数
		交付物件一覧
		工事監理者選定届
		報告事項変更届
	中間検査	月次、年次等
年次引受件数表		
合格証交付件数表		
合格証交付物件一覧		
完了検査	月次、年次等	月次引受件数表
		年次引受件数表
		検査済証交付件数表
		検査済証交付物件一覧

## 2. 今後の予定

### (1) 評価版の運用

平成21年4月頃より、評価版の運用開始。改善点、追加機能等の要望の反映に努め、平成21年度中にシステムの完成度を高める（台帳・帳簿登録閲覧システムと同様のスケジュール）。

# 台帳・帳簿登録閲覧システムと通知・報告配信システムとの連携に係る構成フロー図（案）



資料 4 別紙

平成19年11月9日

## 建築基準法令データベースの検討状況

企画調整部会

### 1. 検討経過

収録する法令は次のとおりとし、今後追加する法令は別途検討する。

(1) 制定時点からの改正履歴も収録

建築基準法、施行令、施行規則、告示

(2) 最新版のみを収録

ア. 建築基準法に係る通達（技術的助言）

イ. 建築基準法施行令第9条による建築基準関係規定

ウ. 建築基準法を参照する条文を持つ法令（耐震改修促進法等）

エ. 建築士法

※建設業法、民法等については収録しない方針。

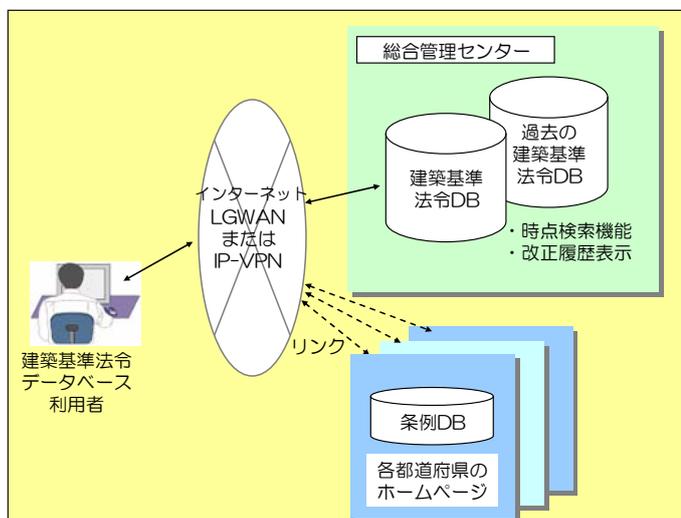
### 2. 検討課題

(1) 地方条例への対応

各行政庁のホームページにリンクを張る方針であるが、条例改正の情報を特定行政庁からより正確に取得するための仕組みの検討が必要。

(2) 学校教育法等への対応

建築基準法における建物用途の根拠法になっている学校教育法等については、総務省の法令データ提供システムにリンクを張る方針で検討。



建築基準法令データベースを照会するイメージ図

(3) 大臣認定DB（構法、材料、防火等）

大臣認定構法の関係図書等を検索できる機能を検討。

(4) 審査請求事例への対応

建築審査会の扱った審査請求事例を収集する方法について検討。

### 3. 今後の予定

(1) 評価版の運用

平成20年4月頃より、評価版の運用開始。評価版では、建築基準法、施行令、施行規則、告示及び通達を収録し、インターネット等で連絡協議会会員に利用可能とする。その後、順次収録法令を拡張予定。

(2) 大臣認定DB（データベース）の追加

評価版の運用を経て、平成21年度より機能追加／改善版を運用開始するとともに、大臣認定DB（後述）を追加する。なお、大臣認定DBは建築基準法令データベースとは別に構築予定。

平成19年11月9日

## 道路情報登録閲覧システムの検討状況

道路情報部会

### 1. 検討経過

#### (1) システム化イメージ

道路情報登録閲覧システム構築の基本方針、業務要件をまとめ、システム化のイメージを策定した。

#### (2) 運用パターンの検討

個別サーバによる運用、総合管理センター集中方式による運用の各々の特性を整理した。【別紙1】

#### (3) 説明会の実施

以上の検討結果について、国土交通省主催による特定行政庁向け説明会を実施した。(10月23日開催、189庁参加)

### 2. 今後の予定

#### (1) 利用方針確認のためのアンケート集計

道路位置指定規模の把握、指定道路図・指定道路調書作成業務の作業状況(方針を含む)把握、GISの導入状況把握、道路情報登録閲覧システムの利用意向把握、L GWAN回線帯域把握等を目的としたアンケート調査を実施した。(途中集計：【別紙2】)

これにより、データベースの仕様、規模等を確定する。

#### (2) 評価版の運用

平成20年10月頃より、評価版の運用開始。改善点、追加機能等の要望を反映に努め、指定道路関係の省令改正施行までに、システムの完成度を高める。

パターン		特定行政庁A(総合管理センター利用)	特定行政庁B(庁内サーバー利用)
概要		道路情報登録閲覧システムを総合管理センターに設置し LGWANまたはIP-VPN回線を経由して運用する (LGWAN: 総合行政ネットワーク、IP-VPN: 専用線)	道路情報登録閲覧システムを庁内に設置し運用する
全体構成イメージ			
特定行政庁での導入から運用における長所・短所	必要ハードウェア	● 利用端末(PC)のみ	▲ 庁内サーバーの設置と、庁内LANへの接続等の準備が必要
	応答速度	× 総合管理センターに接続するためのLGWAN回線の容量が小さい場合が多く、情報の閲覧・登録・更新等に時間がかかる場合がある	● サーバーが庁内にあるため、情報の閲覧・登録・更新等の際の応答速度は速い
	拡張利用	× LGWANの通信回線容量が小さい場合が多く、GISをベースとしたオプション(土地利用、災害マップ)等への拡張性が低い	● GISをベースとしたオプション(土地利用、災害マップ)等への拡張性が高い
	初期コスト	● 利用端末(PC)の購入費用のみ	▲ サーバー等の導入・設置コスト、LAN接続等の費用が発生
	運用管理コスト	× 複数の団体でハードウェアを共有するため、総合管理センターのハードウェア環境が大規模となり、運用保守(データバックアップ、機器メンテナンス等)のコストが高くなる	● 各行政毎での運用となるため、ハードウェア環境は比較的小規模となり、運用保守(データバックアップ、機器メンテナンス等)のコストは比較的低い
庁外利用者にとっての長所・短所		▲ 総合管理センターへのアクセス集中により応答速度が遅くなるおそれ	● 負荷分散されており、応答速度に関する問題はない
台帳・帳簿登録閲覧システムとの連携について		<p>総合管理センターに台帳・帳簿登録閲覧システムがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システムから道路情報登録閲覧システムを参照することは可能だが連携負荷が発生しシステム構築、運用管理、データメンテナンスが難しい。</li> <li>・道路情報登録閲覧システムから台帳・帳簿登録閲覧システムを参照することは可能だが連携負荷が発生しシステム構築、運用管理、データメンテナンスが難しい。</li> </ul> <p>特定行政庁内に台帳・帳簿登録閲覧システムがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システムから道路台帳を参照することは可能だが、システム間で連携負荷が発生しシステム構築、運用管理、データメンテナンスが難しい。</li> <li>・道路情報登録閲覧システムから台帳・帳簿登録閲覧システムを参照することはできない。(LGWANの制約による)</li> </ul>	<p>総合管理センターに台帳・帳簿登録閲覧システムがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳・帳簿登録閲覧システムから道路情報登録閲覧システムを参照することはできない。(LGWANの制約による)</li> <li>・道路情報登録閲覧システムから台帳・帳簿登録閲覧システムを参照することは可能だがシステム間で連携負荷が発生しシステム構築、運用管理、データメンテナンスが難しい。</li> </ul> <p>特定行政庁内に台帳・帳簿登録閲覧システムがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携が容易。</li> </ul>

道路情報登録閲覧システムの利用意向に関するアンケート調査

行政庁名( ) 部署名( ) ご担当者名( ) ご連絡先(TEL: FAX: E-mail: )

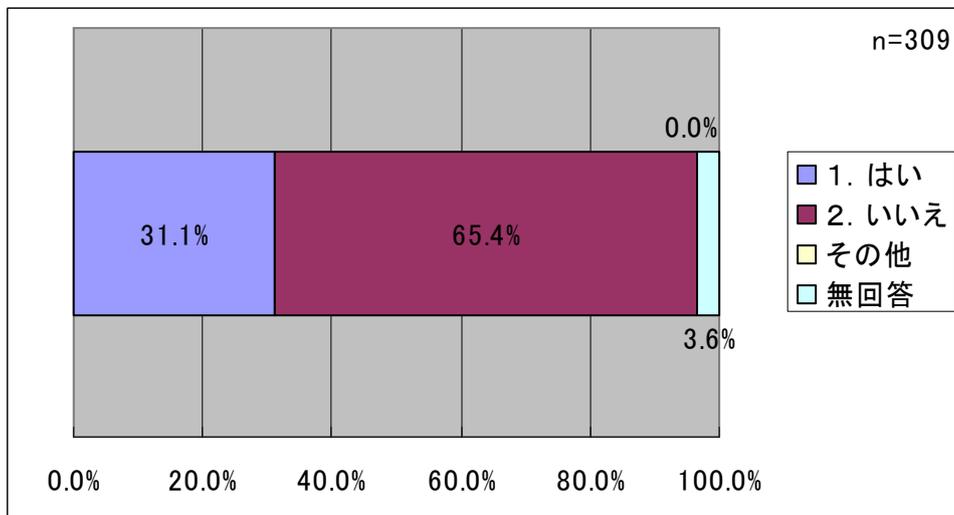
質問事項		ご回答(選択肢の場合は左欄に番号・記号を記入してください)	
		(回答番号)	(選択肢)
<b>指定道路図・指定道路調書作成の準備作業・現状調査</b>			
1	指定道路図・指定道路調書作成の準備作業として、地図(住宅地図、地形図等)で指定道路種類に応じた色塗り分類・起終点の明確化作業を行っていますか？ 作業を行っている場合は、今までに作業した道路の概算割合を右欄にご記入ください。	1. はい	想定路線数(約 本) 想定路線総延長(約 km) 地図への色塗り済道路数の割合(約 %)
2	指定道路図・指定道路調書作成の準備作業として、道路情報管理様式Ver1.0への指定道路情報のデータ入力を行っていますか？ データ入力を行っている場合は、今までに入力した道路の割合を右欄にご記入ください。	1. はい	入力済の道路数の割合(約 %)
3	指定道路図・指定道路調書作成の準備作業として、他に着手している作業等がありましたらご記入ください。 (選択肢から複数回答)	1. 路線ごとの色塗り分類・起終点の明確化 2. 法上の扱いが不明確な道路の洗い出し 3. (都道府県のみ)指定道路図・指定道路調書の作成にあたり、管内の市に対する作業方針等の説明 4. 指定道路図・調書の作成に必要な費用の試算 5. 国の補助等制度を活用するための財政部局に対する予算要求 6. その他(具体的に: ) 7. 何もしていない	
<b>道路情報登録閲覧システム導入意向調査</b>			
4	<b>【以下の質問(7を除く)は、必要に応じ情報システム管理局に確認のうえご回答いただければ幸いです。】</b> 現在、貴行政庁において、GIS(統合GIS、行政情報公開用GIS等)は利用されていますか？	1. はい	2. いいえ
5	GISを利用されている場合、他部署で使用している場合も含めて、GIS製品名、地図データ製品名を教えてください。		
6	今後、貴行政庁において、GISを導入する予定はありますか？ あるとすれば、いつ頃ですか？	1. はい (時期: )	2. いいえ
7	道路情報登録閲覧システムは大きく分けて、①GIS機能(指定道路図の閲覧・作成機能)、②指定道路調書管理機能(関連資料管理機能も含む)の2つの機能があります。それぞれ個別で利用することもできます。ご利用を希望されますか。また、その際はどの部分についてご利用されますでしょうか？	1. ①と②両方の利用を希望 2. ①のみ利用を希望 3. ②のみ利用を希望 (独自GISと連携する場合は、別途GISの改変費用が発生します) 4. 利用を希望しない	
8	<b>【別紙参照】</b> 道路情報登録閲覧システムのGIS機能のご利用を希望される場合、指定道路図、指定道路調書等の情報を保存するサーバは、(A)共用データセンターに一括して設置する案と、(B)各行政庁に個別に設置する案の2案を検討中ですが、現在の意向はどちらでしょうか？	A. 共用データセンターに一括して保存する B. 各行政庁に個別に設置する C. どちらでもかまわない	
9	貴行政庁におけるLGWANの契約回線容量は何Mbpsですか？	(LGWAN回線容量)	Mbps
10	建築部局(道路担当部署、建築士担当部署、確認審査部署)にてLGWAN回線を利用できる環境になっていますか。	1. はい	2. いいえ
11	10番が「2. いいえ」の場合、建築部局にLGWAN回線を導入することができますか。	1. はい	2. いいえ
12	道路情報登録閲覧システムに対するご意見・ご要望、質問事項等がございましたら、ご記入ください。		

道路情報登録・閲覧システムの利用意向に関するアンケート調査  
途中集計結果

集計対象：平成 19 年 11 月 5 日(月) 10:00 まで到着分 (309 票)

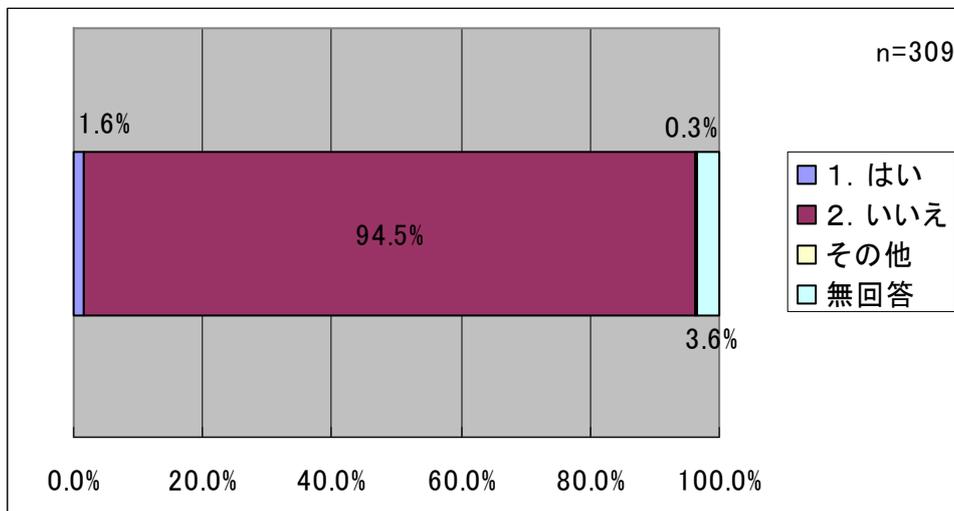
問 1 指定道路の色塗り作業

指定道路図・指定道路調書作成の準備作業として、地図(住宅地図、地形図等)で指定道路種類に応じた色塗り分類・起終点の明確化作業を行っていますか？



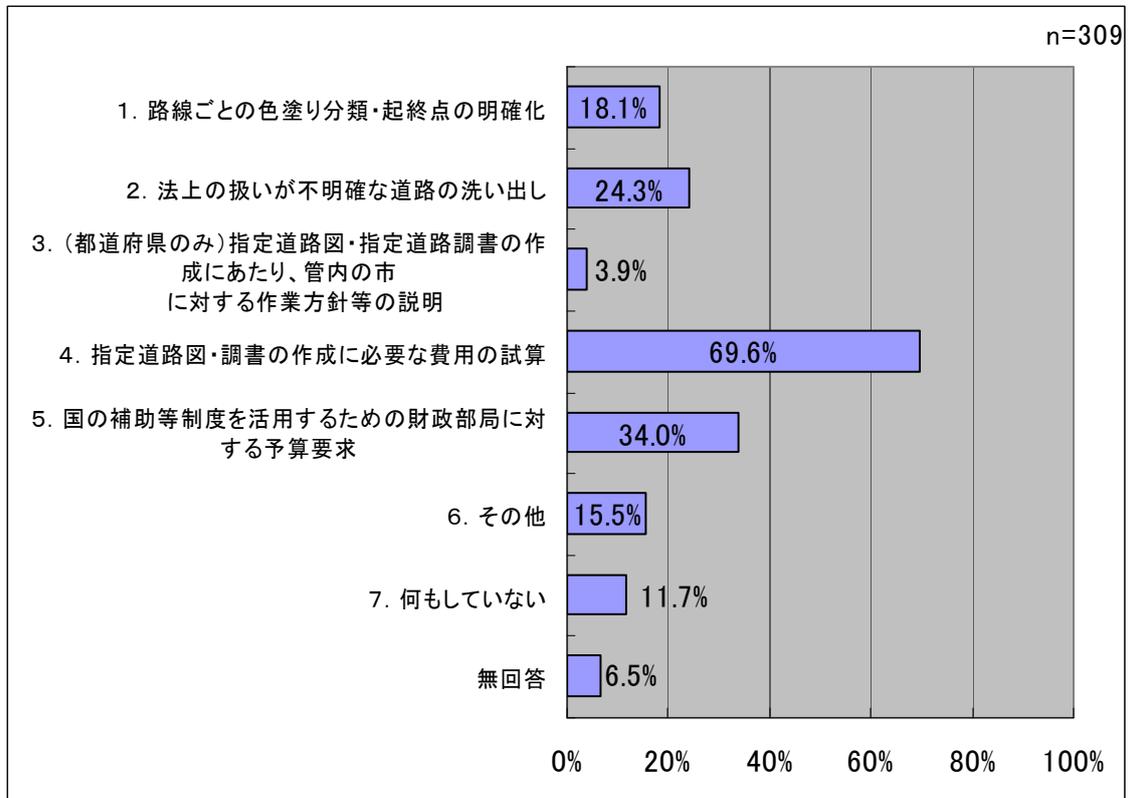
問 2 道路情報管理様式 ver1.0 でのデータ入力

指定道路図・指定道路調書作成の準備作業として、道路情報管理様式 Ver1.0 への指定道路情報のデータ入力を行っていますか？



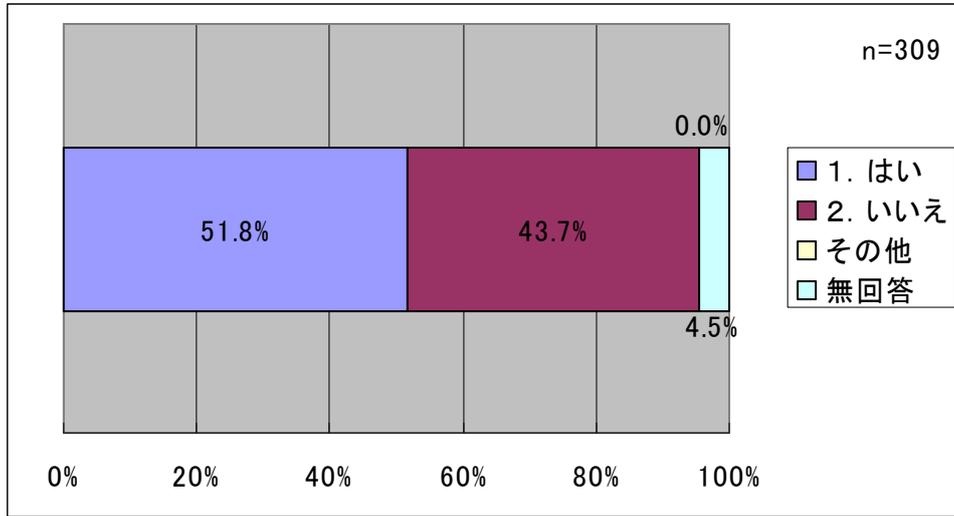
### 問3 その他の準備作業

指定道路図・指定道路調書作成の準備作業として、他に着手している作業等がありましたらご記入ください。(選択肢から複数回答)



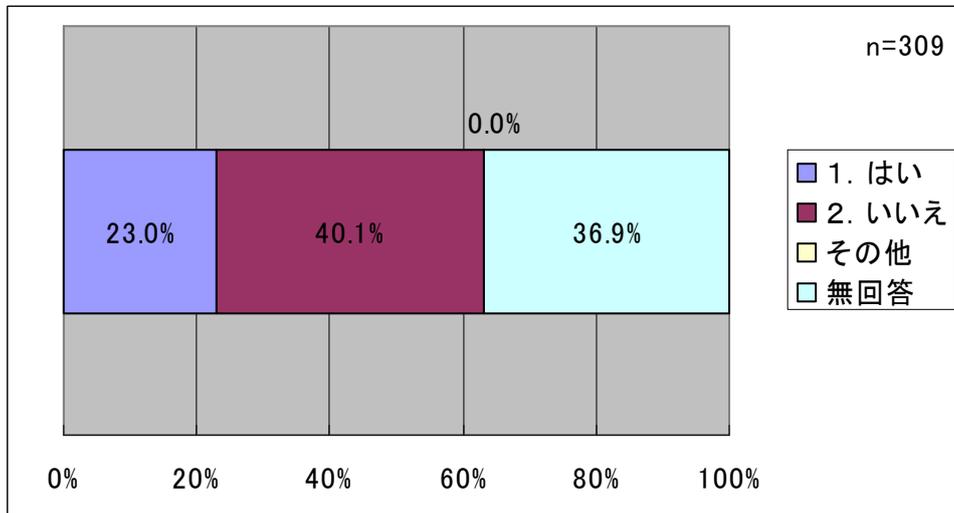
#### 問4 GISの導入状況

現在、貴行政庁において、GIS(統合GIS、行政情報公開用GIS等)は利用されていますか？



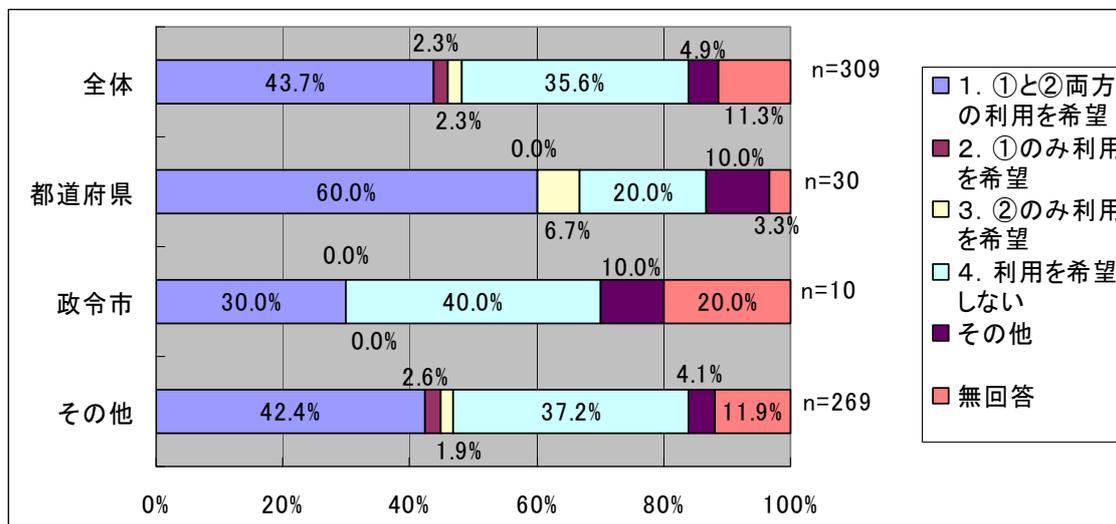
#### 問6 GISの導入予定

今後、貴行政庁において、GISを導入する予定はありますか？ あるとすれば、いつ頃ですか？



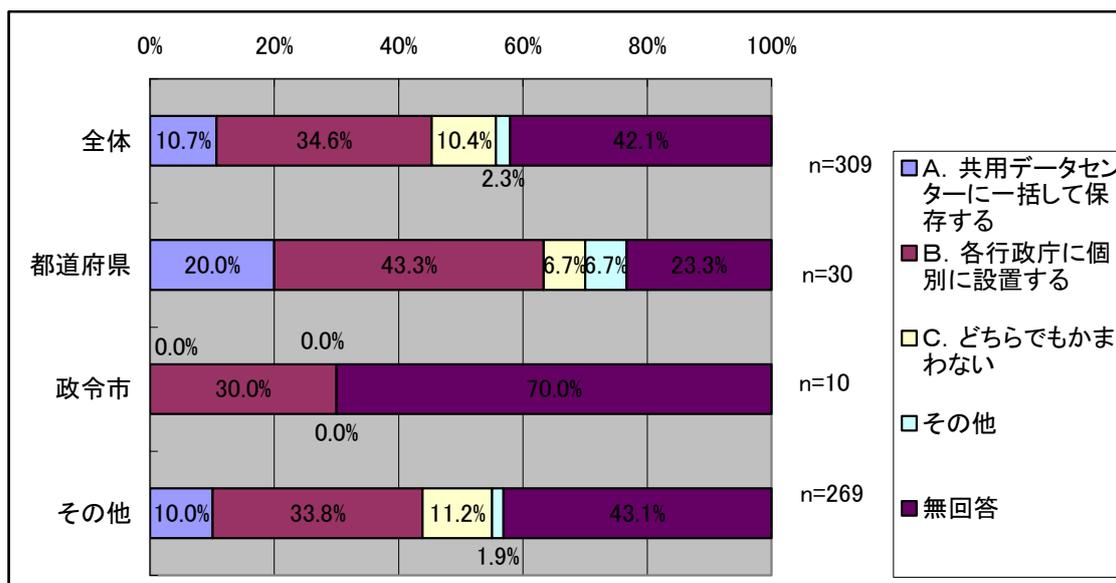
### 問7 パターン別利用意向

道路情報閲覧登録システムは大きく分けて、①GIS機能(指定道路図の閲覧・作成機能)、②指定道路調書管理機能(関連資料管理機能も含む)の2つの機能があります。それぞれ個別で利用することもできます。ご利用を希望されますか。また、その際はどの部分についてご利用されますでしょうか？



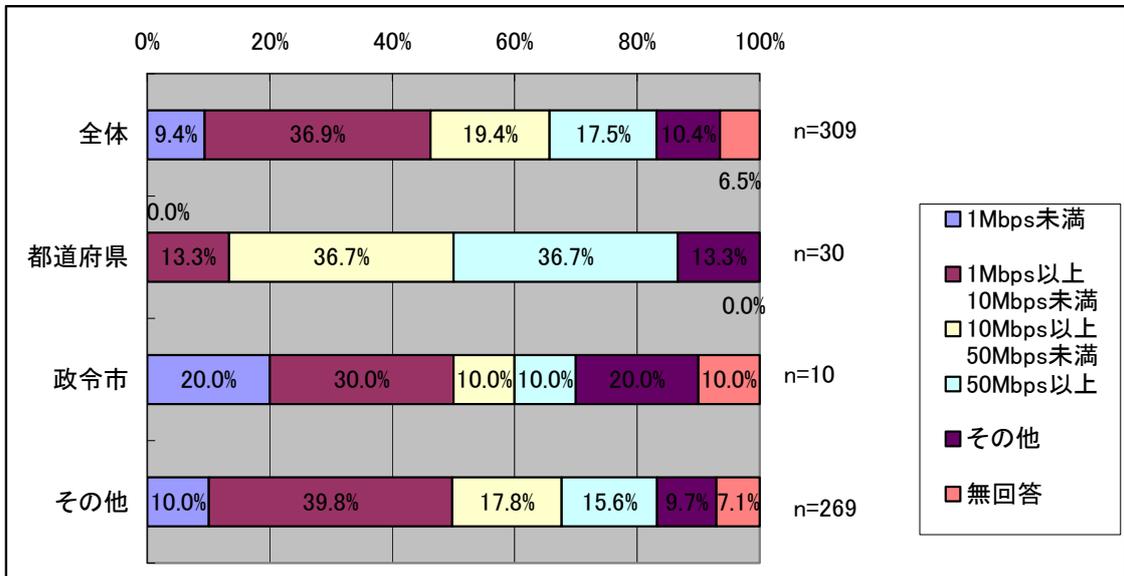
### 問8 利用形態(サーバ設置場所)

道路情報登録閲覧システムのGIS機能のご利用を希望される場合、指定道路図、指定道路調書等の情報を保存するサーバは、(A)共用データセンターに一括して設置する案と、(B)各行政庁に個別に設置する案の2案を検討中ですが、現在の意向はどちらでしょうか？



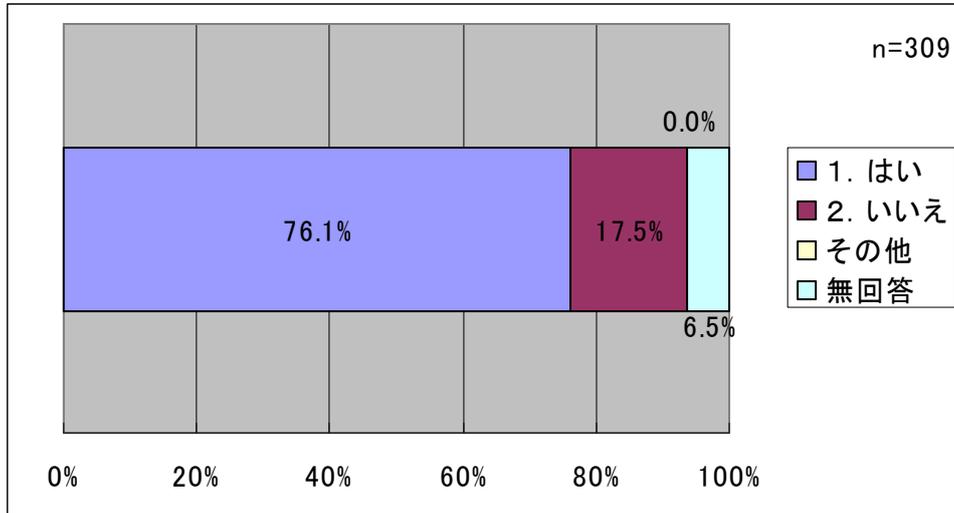
### 問9 LGWAN の回線容量

貴行政庁における LGWAN の契約回線容量は何 Mbps ですか？



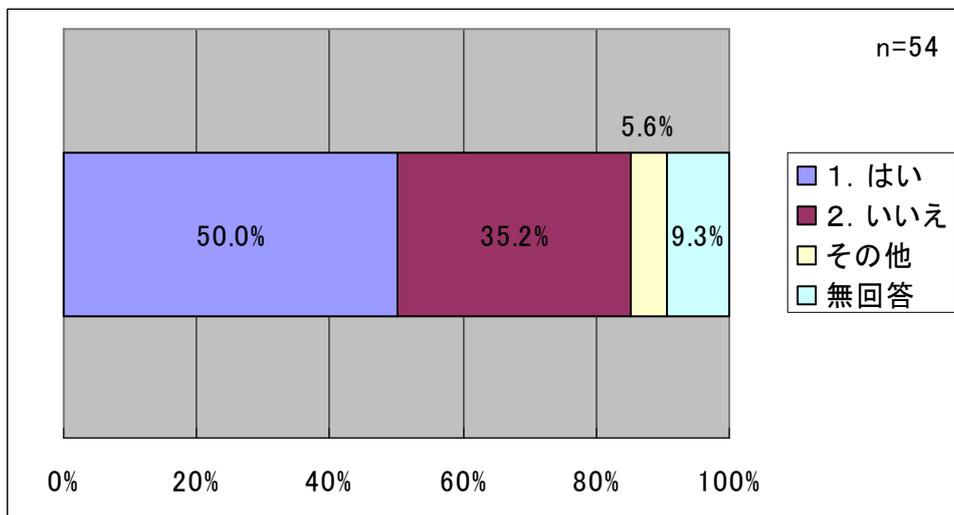
### 問 10 LGWAN の利用環境

建築部局(道路担当部署、建築士担当部署、確認審査部署)にて LGWAN 回線を利用できる環境になっていますか。



### 問 11 LGWAN の利用可能性

10 番が「2. いいえ」の場合、建築部局に LGWAN 回線を導入することができますか。



## 建築行政共用データベースシステムに関する質疑・意見等

(受付期間:平成19年7月26日～8月31日)

平成17年11月9日

※お寄せいただいたご意見は、他の類似意見と統合したり、加筆したりした箇所があります。予めご了承ください。

No	内容	回答
1	建築確認支援システム「V7ほくと」と台帳・帳簿登録閲覧システムの違いは何か。	台帳及び帳簿を電子的に整備するという大目的において相違はありません。しかしながら、台帳・帳簿登録閲覧システムは、既存建築確認支援システムの1つである「V7ほくと」と直接関係なく構築されるため、機能詳細においてどの程度差異を生ずるかは、今後の検討によります。
2	台帳・帳簿登録閲覧システムにFD申請（磁気ディスク等による手続）の受付機能は予定しているか。	検討対象の機能として捉えております。
3	既存の地図情報システムは、台帳・帳簿登録閲覧システムにリンクさせることは可能か。	データ出力等のインターフェイス仕様は開示しますので、一般的な地図情報システム（GIS）をご利用の場合はリンク可能と考えております。 但し、リンク可否の最終的な判断は、台帳・帳簿登録閲覧システムのインターフェイス仕様の決定のあと、ご利用の地図情報システム関係業者と利用者との間で検討が必要です。 また、改造後の地図情報システムとのリンクに係る動作保証等につきましても、地図情報システム関係業者と利用者との間での調整事項と考えております。
4	道路情報登録閲覧システムのベースマップに、用途地域、宅地造成規制区域、地区計画区域等の情報を表示できるか。	表示したい情報を電子データで持っている場合は表示可能と考えています。 （最終的な可否判断は、道路情報登録閲覧システムの対応するデータフォーマットの仕様の決定をお待ちください）
5	道路情報登録閲覧システムに移行可能な指定道路情報のデータフォーマットと条件は何か。	現在検討中です。 決定次第、逐次情報を提供してまいります。

No	内容	回答
6	予算計上の説明用として、利用料の明細を示されたい。	利用料については現在検討中です。予算計上の説明が可能な資料を提示する方針です。
7	配線拡張工事等の要否を判断するため、機器を含めたシステムの使用を早急に示されたい。	仕様が確定次第、お示しします。
8	既存建築確認支援システムのデータを台帳・帳簿登録閲覧システムに移行するための費用は利用者側で負担する必要があるか。	原則として利用者負担となります。
9	初期費用（ハード等）及び維持費（保守費及びシステム更新費）が、既存確認支援システムより低額となるようにしてほしい。	利用料の検討に当たり、参考とさせていただきます。
10	建築士、台帳、道路、法令の各システムのうち、必要なもののみを選択する形式で利用料を設定されたい。	利用料の検討に当たり、参考とさせていただきます。
11	当市では確認申請件数が少なく、データベースの利用率が低いと思われるため、2年目以降の費用は、初期導入費用の10分の1程度とされたい。	利用料の検討に当たり、参考とさせていただきます。
12	建築確認支援システム「V7ほくと」の運用において利用料を支払っているが、建築行政共用データベースシステムと別々に運用された場合、相互の利用料を支払うことになるのか。	別々に運用されることは想定しておりませんが、建築行政共用データベースシステムのうち、台帳・帳簿登録閲覧システムの運用が開始され、利用料が発生したのちの「V7」ほくとに係る利用経費の扱いについては、今後JCBOシステム協議会との検討課題と捉えています。
13	建築行政共用データベースシステム利用時に、連絡協議会の負担金はシステム利用料と別途かかるのか。	連絡協議会の負担金はかかりません。
14	登録データは市販の表計算ソフトで加工可能とすべき。	仕様の検討に当たり、参考とさせていただきます。
15	登録データを他の行政庁から照会可能とするに当たり、個人情報保護の観点から問題ないよう配慮すべき。	他の機関等からの情報利用に関しては、今後詳細な検討を進めるとともに、個人情報の取り扱いについては細心の注意を払いながら対応していきたいと考えています。

No	内容	回答
16	クライアントは一般的なPCで稼働できるようにすべき。	仕様の検討に当たり、参考とさせていただきます。

平成 19 年 11 月 9 日

## 質疑・要望の送付方法について

建築行政共用データベースシステム  
連絡協議会事務局

第 2 回総会における質疑・要望等につきましては、下記により連絡協議会事務局までお送りください。なお、質疑への回答、要望への対応方法等につきましては、「会員専用サイト」に掲載した上、次回連絡協議会にて報告する予定です。

### 1. 記載事項

機関名、連絡担当者名、連絡先電話番号を明記し、質疑・要望等の内容をできるだけ具体的に記載してください。様式は問いません。

### 2. 送付方法

電子メールまたは F A X にて下記宛ご送付ください。

連絡協議会事務局（担当 星野、飯酒盃）

電子メール：dbkyougikai@icba.or.jp

F A X：03-5225-7731

### 3. 締め切り

平成 19 年 11 月 30 日 17:00

### 4. 質疑回答等の掲載について

「会員専用サイト」は、下記「連絡協議会ホームページ」よりアクセスしてください。

連絡協議会ホームページ：[www.icba.or.jp/DBkyougikai](http://www.icba.or.jp/DBkyougikai)

「会員専用サイト」をクリックすると、パスワード入力画面が表示されます。パスワードは、連絡協議会会員宛、電子メールにて既にお伝えしております。不明の場合は、連絡協議会事務局（TEL：03-5225-7706）までお問い合わせください。